

議 事 録

期 日 平成30年4月27日 午後4時00分～

場 所 高千穂町役場 大会議室

出席委員

原田文男	甲斐謙二	福嶋信二	市野辰廣
安在昭則	佐藤公也	佐藤恒和	佐藤春男
福原良治	興梶達彦	佐藤收喜	竹次民生
松川智年	甲斐泰郎		
尾賀徳光	坂本安則	甲斐正廣	興梶香月
甲斐 誠	甲斐雅通	佐藤政信	佐藤 眞
土持陽宏	田上孝生	林 順善	内倉眞澄
佐藤則行	佐藤弘文		

欠席委員 須藤邦生 藤本道廣

事務局 興梶晶彦 霜見 勉 甲斐順久 児嶋尚徳

議 事 日 程

- 1 会長挨拶
- 2 議事録署名人の指名
- 3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請
- 4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請
- 4 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について

・開会

・会長あいさつ

・議事録署名人指名

2. 佐藤公也委員 3. 松川智年委員

・議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請

議案第1号-1

(事務局説明) 議案1号-1について土地の表示、譲渡人・譲受人、住所・氏名・法令等説明。

(担当委員説明) 対象農地は採草地のようになっていますがそこまで荒れてはいません。譲受人は現在退職して農業を行っており、牛も7頭います。

(議長) ありがとうございます。それでは1号-1につきまして質疑をお受けします。

(委員) 譲渡人の土地で別のところに耕作放棄地はありますか？

(担当委員) 中山間集落協定にも入っていない耕作していない土地が少し残ってはいます。

(議長) 他に質問がないようですので議案第1号-1について、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

～全員の同意により承認された～

議案第1号-2

(事務局説明) 議案第1号-2について土地の表示、譲渡人・譲受人、住所・氏名・法令等説明。

(担当委員説明) 両者は親子であり農地の生前贈与ということで行政書士に依頼があったものです。しかし今回の調査の中で行政書士が譲渡人の所有農地として把握していた土地の中で、譲渡人の話では既に同地区の別の耕作者に譲ってあるとされる土地がいくつかありました。詳しく調べてみると農地改革の際に譲り渡してある農地や売買しているところがあるようです。このように申請を代行した行政書士と譲渡人の認識に乖離が見られるので、今回は保留とし、もう一度整理し直して再申請してもらった方が良いと考えます。

(議長) それでは1号-2については保留としてもよろしいですか。

～全員の同意により保留となった～

議案第 1 号-3 1 号-4

(議長) 議案 1 号-3 と 1 号-4 は関連がありますので一括審議とします。

(事務局説明) 議案 1 号-3、1 号-4 について土地の表示、譲渡人・譲受人、住所・氏名・法令等説明。

(担当委員説明) 今回申請は交換による所有権移転であり、申請者は隣同士に居住しています。対象地はそれぞれ他方の名義となっており、いつかは書類の変更をしないといけないと思っていたとのことです。先月対象者の一方が農地の経営移譲を総会に申請したことを契機に手続をしておしまおうということになり今回申請となりました。

(議長) ありがとうございます。それでは 1 号-3 と 4 につきまして質疑をお受けします。

(議長) 特に質問がないようですので議案第 1 号-3、1 号-4 について、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

～全員の同意により承認された～

・議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請

議案第 3 号- 1

(事務局説明) 議案第 3 号- 1 について土地の表示、賃貸人・借借人、住所・氏名・法令等説明。

(担当委員説明) 該当農地の所在は向山地区ですが、申請者は押方地区の業者であり、県の砂防事業の現場事務所設置の一時転用に係る申請です。表示してある航空写真については実際の地積の位置とは合っていません。対象地には仮設トイレや事務所を設置し、完了後にはすぐに現状に回復させるとのことです。立地により他の農地に影響が出ることはなさそうです。

(議長) それでは 3 号- 1 につきまして質疑をお受けします。

(委員) 質問ではないのですが、業者の所在地は私の担当地区でもあり、申請者には十分注意して利用するようこちらからも話しておきましたので付け加えておきます。

(議長) ありがとうございました。他に質問がないようですので議案第 5 号- 1 について、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

～全員同意により承認された～

・議案第5号 農用地利用集積計画の承認について

議案第5号-1、第5号-2 一括審議

(議長) 議案5号-1と5号-2は関連がありますので一括審議とします。

(事務局説明) 議案第5号-1、5号-2について土地の表示、賃貸人・賃借人、住所・氏名・法令等説明。

(担当委員説明) 5-1の貸付人と借受人は親子で貸付人は介護施設に入っています。今回利用権設定ではなく生前贈与にした方が良かったのではないかと聞いてみたんですが、いろいろあって今回の申請にしたとのこと。5-2の農地については昨年まで別の方が耕作していましたが、高齢でもう管理できないので代わりに耕作してほしいとお願いされたようです。

(議長) ありがとうございます。それでは5号-1、5号-2につきまして質疑をお受けします。

(委員) 資料において借受人の経営農地が0になっていますが大丈夫ですか。

(事務局) 借受人と貸付人は親子であります。厳密に言うと同世帯ではなかった為0で計上しています。しかし、既に親の持っている農地を耕作していること、承認後の面積が5000㎡を超えることから要件としては問題ないと考えます。

(議長) 他に質問がないようですので議案第5号-1、第5号-2について、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

～全員同意により承認された～

(議長) ありがとうございました。議案については以上です。